

病院薬剤師の派遣計画について

1 病院薬剤師派遣事業

令和6年6月の診療報酬改定において新設された「薬剤業務向上加算」（一定条件を満たした病院が、薬剤師が不足する地域であって、病棟業務やチーム医療等の改善が必要な病院へ薬剤師を派遣すること等により取得できる加算）を活用し、令和7年度より、県は、島根大学医学部附属病院及び県立中央病院の協力の下、病院薬剤師の派遣事業を開始した。

2 令和8年度病院薬剤師派遣計画（案）

(1) 派遣元医療機関

島根大学医学部附属病院（出雲市塩冶町 89-1）

(2) 派遣先医療機関

大田市立病院（大田市大田町吉永 1428 番地 3）

【選定理由】

大田市立病院は充足率が低く、圏域の病院の中で病床数が最多にも関わらず病棟薬剤業務や外来がん化学療法に関わる業務を十分に実施できていないことから、令和7年4月より当大学病院からの派遣を開始した。

この1年で、病棟業務における薬剤管理指導件数の増加及び患者指導記録テンプレートの作成・活用による病棟業務の質の向上など改善を図れた業務もあるが、退院時のお薬手帳を通じた地域医療機関との連携など課題があり、引き続き、本派遣によって病棟業務をはじめとするチーム医療の充実、地域医療の拡充等を期待し、派遣する。

<参考1：病棟業務における薬剤管理指導件数の増加)>

R6年度：326.4件/月 → R7年度：374.4件/月（R7.12末時点）

<参考2：圏域別病院薬剤師充足率（R7.10.1時点）> ※下段（現員数/必要数）

圏域名	県全体	松江	雲南	出雲	県央	浜田	益田	隠岐
充足率 (%)	86.3 (317/367)	86.8 (107/123)	65.7 (14/21)	95.1 (121/127)	74.8 (16/22)	74.6 (24/32)	85.8 (28/33)	75.0 (6/8)

(3) 派遣予定期間及び派遣人数

① 期間：令和8年 4月1日 ～ 令和8年9月30日

人数：1名（病院勤務5年目 20代薬剤師）

② 期間：令和8年10月1日 ～ 令和9年3月31日

人数：1名（調整中）

(4) 派遣薬剤師の派遣先医療機関での業務内容（予定）

① 調剤業務：外来・入院処方調剤、疑義照会等対応

② 無菌調製：抗がん剤、高カロリー輸液の調製

③ 病棟業務：患者指導、持参薬確認、処方提案

カンファレンスやチーム医療への参画

<参考>

1 病院薬剤師派遣の仕組み

薬剤師の派遣に係る各病院において調整した派遣の案（派遣先病院、期間、人数等）を、県地域医療支援会議の承認を得て県が決定する。

【事業スキーム図】

① 県は、県内病院に対し、事業周知を行うと共に、病院薬剤師需要状況調査の際、併せて、病棟業務やチーム医療等の業務の改善を希望する病院を調査し、派遣元に提示する。

② 派遣元病院は、薬剤師が不足する地域（※）の病棟業務やチーム医療等の業務の改善が必要な病院を派遣先として選び、各病院間で派遣内容の案を検討する。派遣先に複数候補が上がった場合には、県と協議し、決定する。

※松江圏域（安来市を除く）及び出雲圏域以外の圏域。



③ 派遣元病院は、県に派遣先病院や内容について報告し、県は内容の審査を行う

④ 県地域医療支援会議の承認

⑤ 県が派遣を決定

2 薬剤業務向上加算

施設基準を満たす医療機関が算定要件（届出及び薬剤師の病棟薬剤業務の実施）を満たすことで、病棟薬剤業務実施加算 1 に週に 1 回に限り 100 点を加算

(1) 加算対象医療機関の施設基準 ※①～④全てが必要

①病棟薬剤業務実施加算 1（病棟専任薬剤師が週に 20 時間以上病棟業務を実施した場合に週に 1 回に限り 120 点加算）を取得済み

②免許取得直後の薬剤師の病棟業務等の研修体制を有する

③都道府県との協力の下、自施設の薬剤師を薬剤師が不足する地域（薬剤師偏在指標等に基づき都道府県が判断：当県は松江・出雲圏域以外）において、病棟業務やチーム医療等の業務の改善が必要な保険医療機関に出向させる体制を持つ

④特定機能病院もしくは急性期充実体制加算 1, 2 に係る届出をしている

(2) 派遣先での業務

病棟業務やチーム医療等の業務改善